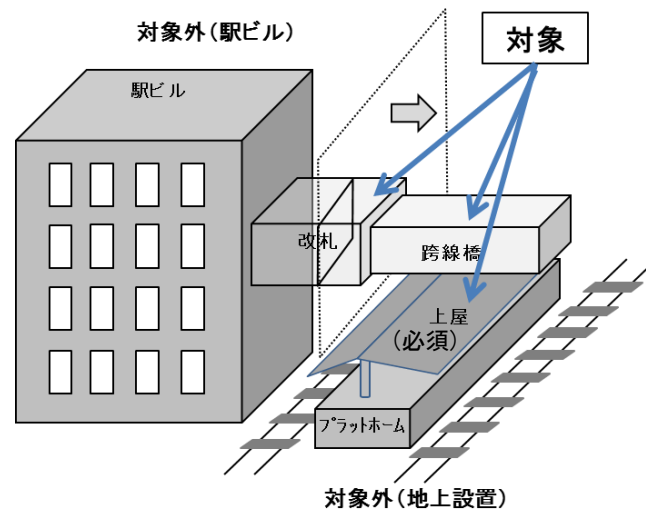


## よくあるご質問 (Q&A)

### <助成対象事業等について>

Q1 駅ビルの屋上に太陽光発電設備を導入した場合も助成対象になりますか。

A 鉄道・軌道事業に係る建物への太陽光発電設置が対象となるため、一般的な駅ビルの屋上への設置は助成対象外です。



(助成対象イメージ)

Q2 助成要件の中の「太陽光発電の発電電力量の表示」「太陽光発電の普及啓発」「一時滞在施設等の情報発信」は1つのデジタルサイネージで表示することは可能ですか。また、既に設置されているデジタルサイネージを活用することは可能ですか。

A 1つのデジタルサイネージで表示していただいても構いません。また、既に設置されているデジタルサイネージを活用いただくことも可能です。なお、デジタルサイネージによる放映時間の目安は以下のとおりです。

※デジタルサイネージによる太陽光発電普及啓発用映像の放映時間の目安

- ・助成対象にデジタルサイネージを含む場合 …1日あたり10時間以上
- ・助成対象にデジタルサイネージを含まない場合…1日あたり2時間以上

※デジタルサイネージによる一時滞在施設等の情報発信時間の目安…1日あたり2時間以上

Q3 「太陽光発電の発電電力量の表示」「太陽光発電の普及啓発」「一時滞在施設等の情報発信」は何年間行う必要がありますか。

A デジタルサイネージ等の法定耐用年数(3年)を踏まえ、太陽光発電の設置完了から3年間以上の期間表示してください。ただし、本事業の太陽光発電の普及啓発等の趣旨を踏まえ、可能な限り長期間の表示をお願いいたします。

Q4 一時滞在施設等の情報発信は看板やポスターでもいいですか。

A 一時滞在施設等の情報発信はデジタルサイネージで行う必要があります。

Q5 太陽光発電の余剰売電は可能ですか。

A 駅舎への電力供給を満たしても、なお余剰電力がある場合に売電は可能です。ただし、余剰電力を売電する際に固定価格買取制度（FIT）を活用することは認められません。また、駅舎の設備に供給せず、売電を目的とした太陽光発電設置は助成対象となりません。

Q6 貨物駅も対象になりますか。

A 太陽光発電の普及啓発の観点から、旅客の乗降を伴う駅を対象としており、貨物駅は対象とはなりません。

#### <助成対象経費について>

Q7 定期的な点検や蓄電池の交換など保守・メンテナンスに係る経費は助成の対象になりますか。

A 本事業の助成対象経費は、設計費、設備費、工事費であり、保守・メンテナンスに係る経費は助成対象とはなりません。

Q8 撤去費用や処分費は助成対象となりますか。

A 撤去費用も処分費も助成対象とはなりません。

Q9 リースでの設置を考えているが、助成対象経費についての考え方を教えてください。

A リース事業者へ助成金を支払う場合には、助成対象設備の設計費、設備費、工事費が対象になります（リース料に含まれる金利相当額・メンテナンス経費等や消費税は対象外）。

一方、鉄道等事業者へ助成金を支払う場合には、実績報告書の提出までに支払完了しているリース料のうち助成対象設備の設計費、設備費、工事費のみしか対象になりませんのでご注意ください（割賦販売の契約においても同じ）。

#### <その他>

Q10 予算額が決められていますが、助成を受けることができる者は先着順ですか。

A 申請書が受理された日をもとにして先着順での受付となります。申請額が予算額を超えた場合等に募集を停止します。

Q11 特定の太陽光パネルを設置したいのですが、その太陽光パネルを指定して競争入札により導入した場合、助成対象となりますか。

A 太陽パネルのメーカーや型番を指定することは可能ですが、設計・設置工事等を請け負う事業者は、必ず入札又は複数見積もりにより決定してください。

ただし、既にプラットフォーム改修工事の工事事業者が決定しており、当該工事事業者に太陽光発電設置工事を行わせることができないと助成事業の運営上支障を来す等、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合には特命契約や既に締結済みの契約の契約変更（太陽光発電設置工事の追加）も可能です（ただし、太陽光発電設置に係る特命契約や契約変更は交付決定後になります）。